

「岡山県最低賃金」 26円引上げ 時間額833円に改定 － 10月2日に発効 －

- 1 岡山県下の全産業、全労働者に適用される最低賃金が、次のとおり改定されることとなりました。

(岡山県最低賃金)

| | 改正後 | 改正前 | 引上げ額 | 引上げ率 |
|-----|-----------|------|------|-------|
| 時間額 | 833円 | 807円 | 26円 | 3.22% |
| 発効日 | 令和元年10月2日 | | | |

- 2 改定に至るまでの経緯は、以下のとおりです。

令和元年7月4日、岡山労働局長が岡山地方最低賃金審議会（会長：西田和弘）に改正決定について諮問を行いました。

同審議会はこの諮問を受けて専門部会を設け、県内の賃金水準の動向や中央最低賃金審議会の目安の答申などを基に、4回の専門部会を開催し審議を重ねた結果、令和元年8月6日、「時間額を26円引上げて、833円」とするよう岡山労働局長に対し答申しました。

この答申に対して異議申出について公示したところ、7件の異議申出があり、令和元年8月22日、同審議会において審議した結果、「答申どおり決定することが適当である。」とされたことから、岡山労働局長は、岡山県最低賃金を26円引上げる改正を決定し、令和元年9月2日付けの官報に公示することとしました。

この改正は、官報公示の30日後の令和元年10月2日に発効します。

- 3 次の賃金は、最低賃金の対象から除外されます。

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ④ 1月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与等）